

## 健診結果等の事業主との共同利用について

東京港健康保険組合  
理事長 松本 勇

当組合は、疾病予防事業をはじめとする被保険者等の健康の保持増進を目的に、保健事業として各種健康診査を実施していますが、労働安全衛生法においては、事業主に被保険者への健康診断の実施及び診断結果の保存と管理が義務付けられています。

このため、当組合が実施した健康診査の結果等については、事業主の労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保を目的とし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第5項第3号の規定により、下記の事項を公表のうえ、被保険者の健診結果等を事業主に提供し、当組合と共同して利用します。

### 記

#### 1. 共同して利用する者の利用目的について

事業主の労働安全衛生法による健康診断結果の記録など、関連法令による義務を履行し、健診結果に基づく保健指導等を効果的に実施することを目的とします。

事業所は、健診データを保存し、産業医等の判定と指示にしたがって、保健師等による健康相談、健康指導を実施します。

当組合は健診データをコンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病対象者及びその予備群の抽出に利用します。また、健診データをマスターデータベースに保存し、今後のデータと比較することで健康管理事業や保健指導の参考とします。

#### 2. 健診結果データの取得方法について

##### (1) 当組合

契約健診機関及び加入事業所より健診結果をデータ又は書面で取得

##### (2) 被保険者が加入する事業所

当組合より健診結果をデータで取得

### **3. 共同して利用される個人データの項目について**

- (1) 当組合が実施する健康診査に係る検査項目のうち、労働安全衛生規則第44条の項目（判定は含まず）
- (2) 健康診査データに基づく特定保健指導対象者情報及び生活習慣病重症化予防事業対象者情報

### **4. 共同して利用する者の範囲について**

- (1) 当組合保健事業担当職員
- (2) 被保険者が加入する事業所事業主、健康管理委員などの担当者または産業保健専門職

### **5. 健康診査データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名**

- (1) 当組合  
東京港健康保険組合 東京都港区芝浦3丁目18番17号  
理事長 松本 勇  
管理責任者 個人情報保護管理責任者
- (2) 被保険者が加入する事業所  
当該事業所の住所・代表者・健康診査データの管理責任者

### **6. 個人情報の利用停止の手続きについて**

健診結果等の事業主との共同利用に係る当該手続きについて、労働安全衛生規則第44条に掲げる健診項目は、労働安全衛生法上の法定項目であるため、この手続きの対象とはなりません。